

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○岩田智子君 こんにちは。立憲民主連合の岩田智子です。会派を代表いたしまして代表質問をします。これで代表質問2回目となります。何かすごい出世ですけども、はい。登壇は15回目となります。

大船渡での山火事がとても心配ですけども、今日雨が降っているということで、鎮火するように祈っております。

木村知事のくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の内容や開会日の知事の県政運営に対する所信に対して、そのとおриと思う、うなずくものがたくさんありました。でも、うん、と思うところもありました。

知事自ら、特に、教育と福祉について思いを持っていらっしゃるということなので、知事の施策にのっとり、教育と福祉、こどもまんなか、人材確保、いつまでも続く豊かな熊本などについて、質問をさせていただきます。

それでは、通告に従って質問を始めます。

まず最初は、知事の最重要課題に認識されている課題です。水俣病問題の解決について質問します。

1956年5月1日に水俣病が公式発表されてから69年がたちます。新潟の被害者を含め約7万人の被害者が救済されました。しかし、特措法の情報が行き届かず申請できなかった方や地域と年代の線引きにより検診さえ受けることもできず救済されなかった被害者など、いまだに救済されず取り残された水俣病被害者の方がおられます。

その方々の中で、約1,700名が熊本、新潟、東京、大阪の裁判所で裁判を闘っておられます。2023年9月に大阪地裁判決、2024年3月に熊本地裁、4月に新潟地裁で判決が出されました。319名の判決対象原告のうち、179名が水俣病と認められました。

その原告の方々は、特措法による救済を地域外や年代外を理由に認定されなかったか、救済制度を知らずに締切りまでに申請できなかった方々です。また、その方々は、公健法による審査で棄却された方々でもあります。現行の公健法でも、また、特措法を経ても、いまだに救済をされていない方々が存在していることを司法が明らかにしたということでもあります。

国会では、昨年6月に、立憲民主党より、水俣病問題の解決に向けて講ずべき措置に関する法律案が提出されましたが、解散、総選挙により廃案となりました。その後、超党派による水俣病被害者と歩む国会議員連絡会を軸に、法案づくりがされています。

また、環境省は、昨年12月27日に、メチル水銀による健康影響に係る疫学調査の在り方に関する第1回目の検討会を開きました。2回目は今年の1月24日、3回目は2月21日に開かれました。基本脳磁計とMRIによる調査をすることを了承されているようです。令和8年度を目途に健康調査が開始できるよう、準備、検討を進めるとのことです。2年後ということですよ。

詳しい方にお話を聞くと、1人に約90分ぐらい、2時間ぐらいの時間がかかる検査で、熊本県内では水俣市にしかその機械はないとのこと。水俣まで行く時間とお金を考えると、並大抵のことではないと感じています。しかし、このように国では法整備や健康調査の準備、検討が行われていることは事実で、水俣病問題の解決に向けて進めなければなりません。

この地図を見てください。(資料を示す)

これは、特措法対象地域内と対象地域外における救済対象者の分布図になっています。青が特措法対象地域です。緑色が対象地域外における救済対象者がおられた地域です。数字は、一時金対象該当者の人数で、米印は、1～2名を示しています。これを見ますと、水俣病の健康被害は、特措法の想定を超えて広がっていることは明らかではないでしょうか。水俣病被害者の救済は、いまだ解決をしていない課題であるという証拠ではないでしょうか。

知事は、昨年12月25日に浅尾環境大臣と面会し、早期の水俣市訪問と十分な時間を確保した上での水俣病関係団体との意見交換を要望されました。大臣のほうからの時期の明言はなかったとのことでしたが、知事本人は水俣に行き、関係団体との意見交換や思いの共有はされているのでしょうか。熊本県知事が大臣より先に動くべきではないかと思えます。

被害者たちは、この熊本に存在し、いまだに苦しみ続けているのです。熊本県知事こそが、水俣病被害者と水俣市など被害地域と正面から向き合い、水俣病問題の解決への道筋をつけるべきではないでしょうか。

知事のくまもと新時代共創基本方針に挙げられている水俣病問題への対応と照らし合わせて、4点を質問します。

1点目、国の進める健康調査の準備、検討に対する県の見解を伺います。

2点目、知事は、昨年7月と8月に水俣に行かれておられますが、今後も、時間を確保した上で、水俣病関係団体との意見交換の予定はあるのかを伺います。

3点目、昨年12月に策定された水俣市文化財保存活用地域計画の中には「自然と共に生き、再生するまち」としての歴史文化の特性を持つ水俣市があります。発展への光と影、再生への取組として水俣病関係の遺構群を水俣市活性化に生かす取組への援助の考え方や、百間排水口樋門の老朽化した扉の新設がそろそろ完成ですが、そのことの具現化に関してのお考えをお聞きします。

4点目、水俣病の教訓を国内外、次世代にしっかりと発信、継承していくとのことですが、知事の考える水俣病の教訓は何なのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 会派立憲民主連合の代表質問、岩田議員からの御質問にお答え申し上げます。

水俣病問題について、4点質問いただきました。

まず、健康調査についてです。

健康調査については、平成21年の特措法で国が実施し、県はそれに協力すると明記されました。

現在は、国が、令和8年度からの実施に向け、健康調査の在り方を検討しているところです。県とし

ては、実施される健康調査が地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査となるよう、その検討内容を注視しながら、国に対して必要な協力を行ってまいります。

次に、関係団体との意見交換についてお答えいたします。

昨年は、7月の環境大臣、そして8月の県単独の開催と、合わせて私自身延べ5日間懇談を実施いたしました。その中で、私自身が直接関係団体の皆様から御要望や御意見をお聴きし、しっかりと受け止めさせていただきました。

その後も、水俣・芦北地域に直接出向き、地域住民の皆様と、水俣病問題を含め様々な地域の課題について、意見交換をさせていただいております。

今後の慰霊式後の関係団体との懇談についてもですが、これまで国主催で実施されていたものを国、県の共催として、大臣とともに、私も皆様としっかりと意見交換を行いたいと考えております。

なお、関係団体の皆様とは、実務者レベルでも、毎月意見交換や協議を実施しておりまして、その内容については、私も担当課から随時報告を受けています。引き続き、関係団体をはじめ、様々な方の御意見を伺ってまいります。

次に、百間排水口も含めた水俣病関連遺産の活用についてお答え申し上げます。

昨年12月策定の水俣市文化財保存活用地域計画の中で、水俣病の発生と地域再生に関連する遺産を調査する必要性が示されたところであり、県としては、まずその調査の進展状況を注視してまいります。

一方、県では、水俣病の原点である百間排水口の老朽化した扉の新調に取り組んでおります。製作に当たっては、関係団体の皆様と何度も意見交換を重ね、プラスチックをできる限り使わない木製の扉にしてほしいという御要望を尊重して、環境に配慮した材料での施工を進めています。扉の設置後は、デジタル技術を活用し、工場排水が流されていた当時の様子を再現するなど、百間排水口を活用した情報発信にも取り組んでまいります。

最後に、水俣病の教訓についてお答え申し上げます。

教訓の1点目は、我々も含めた命の源である自然環境が一旦破壊されると、その復元には多大な時間と費用を要するということです。

また、教訓の2点目は、様々な行政課題について迅速な初期対応が肝要であるということです。

加えて、私のモットーである現場主義も水俣病の大切な教訓の一つだと考えております。

今後も、現場に赴き、患者や被害者の皆様をはじめ、様々な立場にある方々のお声にも真摯に耳を傾け、県民の皆様が安心していただけるような県政運営に取り組んでまいります。

水俣病問題は、県政の最重要課題であると考えております。引き続き、丁寧、着実な認定審査の実施、患者、被害者と御家族の方々の安心、安全な暮らしの確保、そして、差別や偏見の解消、水俣・芦北地域の振興などについて、地元自治体としっかりと連携しながら、県庁一丸となって、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁をいただきました。

それぞれの質問に答えていただいていたのですが、健康調査の方法なんですけれども、先日、3回目の検討会で、脳磁波とMRIで調査する方針を了承したと大きく出ておりました。取り残される人がいるのではないかなと感じています。

患者団体は、会議の在り方などについて、環境大臣に抗議文を提出しました。水俣病被害者・支援者の連絡会からの抗議文は、12月27日に開かれた専門家会議の初会合の4日前に、突然団体側に開催の案内が届いたということで、それ以前何の説明がなかったと言って、極めて不誠実だとしています。

また、専門家会議の委員についても、団体が推薦する委員を加えるように、また、被害者との協議が尽くされるように要望されてきました。県民を取り残すことのないように、県としても、調査を受けやすくするように環境を整えていただきたいなと思っています。

裁判については、いずれも控訴審に移っており、和解という道筋には遠いという印象です。知事が現地に足を運ばれて、じっくり話を聞かれるということが和解や解決への一歩だと思います。道筋だと思っています。

また、水俣病の遺構群を水俣市活性化に生かす取組として、百間排水口樋門の完成の折には、ぜひあの場所で当時をしのび、再びここから公害というものが始まることのないように、多くの人と約束ができるような場の設定をお願いしたいなと思っています。

いつもお話をしますが、私は、胎児性患者さんたちと同じ世代です。そして、熊本の学校で、教員でしたので、義務として水俣病問題に取り組んでまいりました。水俣病問題を繰り返してはならないという気持ちです。教材をみんなでつくったり、どう子供たちと学び合うかを研究してきました。熊本では、小学校5年生が全員水俣を訪れます。人権、環境の視点で水俣の学習をします。その中で、水俣病の教訓というのをずっと学んで、残していったほしいなというふうに思います。

知事が言われた現場主義、私もそのとおりだと思っています。早速2月の21日から、ユーチューブを見ましたら、県が、GO!くまモン☆ナビというところで、水俣病の教訓という番組を制作されて流しておられます。人権と環境、そして失敗の歴史だったということから偏見と差別をなくしていこうということで、子供たちだけではなく、大人の方への学びも啓発をされていました。水俣病問題で声を上げられている方々の音量は大きいかもしれませんが、県や国や大企業を相手にして、そういう組織に対峙をするその方々の声は、力もなく小さな声だと思います。しっかりと受け止めていただきたいと思います。

超党派での法案はまだ明らかになっていませんが、公式確認から69年、置き去りにされている被害者救済に向けた内容であることに期待をしたいと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

インクルーシブ教育の推進についてお尋ねします。

国連の障害者権利条約を日本は2014年に批准し、国内法である障害者基本法の改正、総合支援法の制定、雇用促進法の改正、差別解消法の制定と法整備を進めてきました。

文科省のインクルーシブ教育システムでは、教育で必要なニーズは生徒によって異なり、的確に指導を提供するためには、学びの場を分けたほうが良いとされています。このため、障害のある子供は、どこで学ぶかを教育委員会と相談することになっています。本人と保護者の意見は最大限尊重されることになっていますが、そのとおりにいかない現実があります。

また、文科省は、障害者権利条約に基づき、同じ場所で共に学ぶということも追求するため、それぞれの学級、学校の交流も取り入れている現状です。しかし、これは障害の有無や能力の高低で学びの場を分ける分離教育の考え方に基づいています。これは医学モデルと言われます。

障害者権利条約は、原則的に障害を理由とするあらゆる区別は差別として禁止されています。分離教育は差別であり、排除、制限に当たります。教育制度は個人のニーズに合わせるべきであり、個人を制度に合わせることでないとも規定されています。

このため、障害者権利委員会では、総括所見で、日本政府に対し、分離特別教育の廃止、特別支援学級の生徒が半分以上の時間を普通学級で過ごすべきではないとする文科省通知の撤回などを喫緊の課題として勧告しました。

私自身は、特別支援教育の必要性は重々承知しており、今後も必要であると思っています。

これまで、熊本県では、医療的ケアの必要な子供たちの学びの支援のために、看護師の配置や支援員の配置を行い、地域の中の子供たちと同じ場所で一緒に関わりながら暮らしていくことを保障してきました。そして、このような声が国に上がり、医療的ケア児支援法も制定されました。進んできていると実感していますし、県は先んじていると感じていました。

県では、インクルーシブ教育検討委員会が開かれ、今協議がなされているところですが、そこで出た意見の中には、インクルーシブ教育の目的は、それぞれの生徒に応じた学びの場を得られるようにすること、高校は義務教育ではないからなど、立ち止まるような意見が出ました。

インクルーシブ先進国のイタリアでは、障害のある子供たちのほとんどが、健常と言われる子供たちと同じ教室で過ごしています。中学校では1クラスの人数は15人から26人とされていて、学校や学年の主任やコーディネーターは、日本で言う特別支援教育の免許を持つ人などとされているそうです。

ある特別支援学校の先生が、高等部の3年時、卒業後の進路を提案できたのは僅かな職種、選択肢はほとんどなく、どの生徒にも様々な可能性があると思っていたのに、無力で情けないと感じたと言われていました。それは、就労先がほとんど就労移行支援、就労継続支援と、障害のある人だけが集められた職場であったことなどから、社会から分離されていくように、そう感じたそうです。地域社会の一員となることを考えていないと強く感じられたと言われました。

そこで、知事に質問します。

知事は、インクルーシブ教育についてどう考えられておられるのか、また、特別支援学級や特別支援学校の在籍児童生徒数が急増している現状を踏まえ、特別支援学級や学校ではない地域の公立学校に行き、地域の仲間たちとともに学び合いたいという子供たちが笑顔で学校に通えるようにするために、どのような配慮をすべきとお考えなのかをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、私のインクルーシブ教育についての考えについてお答えいたします。

御承知のとおり、私は生まれつき左手に障害があります。また、私と暮らした妹は、現在重複障害の小児科医になっておりまして、妹がそのような選択をしたことは、少なからず私の影響もあろうかと思っております。

このような経験からも、私は、障害がある人と障害がない人が共に生きることで、様々な学びがあると理解しております。私自身、そういう存在になりたいと思ってこれまで生きてきました。

インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、全ての子供が学びたいと自ら望む場で豊かに学ぶことができ、自分の可能性や持てる力を最大限に発揮できる、そして伸ばせる教育であると考えています。それは、多文化共生社会の実現にも不可欠な理念であると考えております。

今月1日、私は熊本聾学校の卒業式に参加いたしました。県立高校の卒業式は、知事は1校選べるということでしたので、どの学校を選ぼうかと大分悩んだんですけども、全国高校生手話パフォーマンス甲子園で優勝した手話落語部の部長を務めた茶屋道麻琳さんが今年卒業することもありまして、私は熊本聾学校を選びました。岩田議員は、はばたき高等支援学校に行っていたと聞いておりまして、そのお隣の聾学校に私は行かせていただきました。議会からは、杉罵議員にお越しいただきまして、見事な手話での御挨拶をされて、ありがとうございました。

私は、特別支援教育があり、かつ聾学校というシステムがあったからこそ手話を取得して耳の不自由な方がコミュニケーションを取ることができて、社会人となる教育を受けていくということが、この熊本聾学校の卒業式に出席して、改めてこのような学びの場があってよかったと感銘を受けたところでございます。

インクルーシブ教育を進めるに当たっては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で学ぶことを目指すとともに、将来の自立と社会参加のために、子供たち一人一人が、授業内容が分かり、主体的に学習に参加し、生きる力を身につけられる学びが展開されることが重要だと考えています。

ですので、私は、その熊本流の特別支援教育の充実を図って、インクルーシブ教育を推進していきたいと考えております。

次に、地域の学校で学び合いたいという子供たちへの配慮についてお答え申し上げます。

県教育委員会では、特別な支援が必要な子供が地域の学校や希望する学校で安心して学べるよう、県立高校に特別支援教育支援員や介護福祉士、看護師を配置し、加えて、小中学校で実施されている通級による指導を平成30年度から県立高校にも導入しております。

また、県立特別支援学校6校の高等部を近隣の県立高校に配置してきておりまして、体育大会などの学校行事に加え、日常的な授業などでも交流を深められるようにしております。

さらに今後、本県のインクルーシブ教育をより一層推進していくために、外部専門家などによる検討委員会の設置を私から県教育委員会に依頼し、昨年12月からこれまで2回開催したところでござい

す。

本委員会の議論の中では、インクルーシブ教育は、障害の有無にかかわらず、同じ場で学ぶだけではなく、教育的なニーズに応じて学べることが重要であることや、合理的な配慮については、障害によって不利益を被らないようにするとともに、合意形成を丁寧に図ることも必要であるなどの意見が出されました。

引き続き、現状や課題を整理し検証を行うとともに、それぞれの子供に応じた合理的配慮の在り方などについて、さらに議論を深める必要があると私も考えております。

今後も、障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが自分の可能性や持てる力を最大限発揮でき、将来の夢の実現に向けて、共に学び合えるインクルーシブ教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

[岩田智子君登壇]

○岩田智子君 インクルーシブ教育について、知事に答弁いただきました。

今から60年前のことなんですけれども、小児麻痺で障害のある、今熊本市議の方がいらっしゃいますけれども、16歳のときに県立高校の普通科を受験を希望されたそうです。その学校に、どういう状況なのか学校を訪問した際に、学校長から、この2階の階段のところ、この階段の上から誰かがぶつかって下に落ちたとしても責任はあなたにある、それでもいいなら受験しなさいと言われたそうなんです。60年前です。大変悔しく悲しい思いをされた、こんな思いを誰にもさせたくないという気持ちがあって、今一緒に活動させていただいているんですけれども、熊本県内には、地域の学校で共に学ぶ障害のある児童生徒がたくさんいます。昔は、保護者の送迎や宿泊への保護者同伴が当たり前のように行われていたんですが、介護者や看護師を予算をつけて支援が始まりました。

知事、可能な限りとおっしゃいましたけれども、そういう限定は、私は必要ないんじゃないかなというふうに思います。

それは、ある知人が、医療的ケアのある娘さんだったんですけれども、親もその子とのコミュニケーションが分からなかったんですけれども、学校に通い始めて、クラスの子供たちからその意思伝達方法を教えてもらったと言うんですよね。言葉が出なくても、まばたきを見てれば、その子が、うんのか嫌なのか分かるんだよと、クラスの子供たちが教えてくれたと聞きました。

どんな力がついたのかといつも言われますが、それまで親の介助でだけしか食べることができなかった彼女が、親以外のお友達とか、ほかの先生方の手から給食を食べることができるようになった、生きる力じゃないでしょうかと。

彼女が中学校に入学をするときに、学校からまた、この中学校に来て何をするんですか、何をしに来るんですかと言われたそうです。でも、地域の子なんだから当たり前なんですよというふうに言って、入れていただいたというか、入ったんです。当たり前です。

中学校でも同じように活動を一緒にして、そのことでお互いに理解が深まって成長しました。そこで関わった子供たちが、今介護士になったり保育士になったり人と関わる仕事、いろんなところに就いて

いるという話をそのお母さんされましたけれども、本当にそういうことを聞くと、インクルーシブ教育の大切さが分かります。

子供を信じて、認めて、任せるということが、なかなか大人にはできませんよね。信、認、任と、私、保育の世界で聞いたんですけれども、信じて、認めて、任せると、こういうことをやっぱり大人の私たち、それこそが、こどもまんやかなんじゃないかなと思いつつ、特別支援というのが、全ての子供一人一人に特別な支援だということに捉えるべきじゃないかなというふうに考えています。進んできた共生の教育を止めることなく進めていただきたいと思います。

知事が、今知事であることを先ほどもおっしゃいましたけれども、多くの障害のある方たちにとっては、もう本当に希望の光なんです。障害は個人が克服するものではなくて、周りの社会が変わるべきもの、そして、障害も個人の一部としてあるがままの存在を受け入れることだということを経験していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

長期欠席やその他の理由で、学校での健康診断を受けられない児童生徒への支援について伺います。

熊本県の不登校児の数は、昨年の10月の数字ですが、6,700人に上っていることが分かりました。過去最多の数となっています。

熊本県教委は、不登校対策重点取組事項として、未然防止、初期対応、自立支援と、一人一人の状況に応じて学校内外の専門機関と連携した対応を行い、児童生徒自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指していけるような支援をされています。

今回、私は、健康診断を受けられない長期欠席やその他の理由で学校に来ることができない児童生徒への健康リスクなどについてお尋ねをしたいと思います。

長期欠席等の児童生徒ですが、ほとんど学校での健康診断を受けていません。そもそも学校の健康診断は子供たちの成長を見守るものです。これは、学校保健安全法に基づいて、施行規則には、検査項目や方法、技術的な基準が載っています。体重、身長、栄養状態、視力、聴力、結核、心臓、尿などについて健診をします。

しかし、様々な理由で不登校になった児童生徒にとって、健康診断のために学校に行って、集団で受診をするというのは非常に困難だと思います。後日、診断に行くとなると自己負担となります。

2024年5月9日のNHKで、小3から中3まで不登校だった、現在北九州市の大学院生の方の話がありました。虫歯や背骨の湾曲などが15歳ぐらいのときにひどくなり、今は大学院で不登校と子供の健康を研究テーマとして取り組んでいる方です。学習は後から取り戻せるけれども、健康は取り戻せない深刻な問題だと訴えられています。

先生方にお聞きすると、しばらく会えない状態が続くと、体重の急増が顕著で心配になる例が多いと聞きます。先進的な取組としては、大阪府吹田市で学校外の健康診断の際の費用を補助しています。

国会では、昨年、本会議で立憲民主党の吉田はるみ議員、委員会でれいわ新選組の船後議員が質問されました。その質問は、様々な理由で不登校となった児童生徒の体の異常や疾患の早期発見のための健

健康診断について、国として指針を出す予定があるかというものでした。本会議の岸田首相、その当時岸田さん、岸田首相の答弁は次のようなものでした。各学校において適切に対応すべきもの、保護者への周知など、各都道府県教育委員会に対して適切に対応するように促してきたところであり、いつでも診療所で受診できるように各自治体で統一した指針を示すことは考えていないとのことでした。

そこで、教育長に質問です。

健康診断の果たす役割についてどのように認識をしておられるのかを踏まえ、熊本県としての適切な対応の現状をお聞きます。

また、この問題は多くの自治体で共通しているので、より広域的な解決策として、県全体で健診のための予算の確保や県医師会との連携などが必要ではないかと考えますが、この点に関してお聞きます。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、健康診断の果たす役割と学校での健康診断を受けられない児童生徒への対応状況についてお答えいたします。

学校での健康診断は、学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康の保持増進を図る目的で行われるものでありまして、全ての児童生徒が健康診断を受ける機会を確保することは大変重要と考えております。

そのため、各学校においては、定期健康診断の実施日に受診できない児童生徒に対応するための予備日を設定するとともに、必要に応じて、近隣校での実施日も紹介しております。

また、児童生徒の登校状況に応じて、学校での受診ではなく、学校医や学校歯科医の診療所等でも随時健康診断を受けることができるようにするなど、児童生徒に寄り添った、できる限りの対応を行っているところでございます。

次に、健康診断を受けていない児童生徒のための広域的な対応策等についてでございますが、現在、児童生徒の健康診断は、各学校の設置者において予算を確保し、実施することとなっております。

県教育委員会といたしましては、まずは長期欠席等の児童生徒の健康診断の受診状況や課題等を把握するとともに、引き続き、学校設置者であります各市町村教育委員会等をはじめ、県医師会や県歯科医師会等とも連携を図りながら、児童生徒が安心して健康診断を受けることができる環境づくりに向けて取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 教育長に御答弁いただきました。

状況や課題を把握されて環境を整えるということでした。

健康診断、本当に大切だと思います。身体的な疾患の早期発見、特に、弱視や糖尿病、側湾症などの早期発見は早期治療につながるということになっています。健康診断の結果として、そういうことが報告をされています。

歯科健診から、虐待とかネグレクトなどに近い生活環境にあることが発見されることも多いそうで

す。学校保健法及び施行規則では、学校における健康の保持に限定されかねないので、子供のためにと
いう目的で進めていただきたいと思います。

学校に来ていない子のほとんどが家で過ごしています。また、受診を促しても、なかなか行かない、
行けない家庭もあるかと思えます。今後、オンライン診断などの可能性も出てくるのではないかなとい
うことも期待をしています。

しかし、学校、担任、養護教諭任せでは、なかなか動きが取れない今の学校です。行政とか医師会、
そういうところと学校が連携をしながら、子供たちの健やかな成長を支えていってほしいと思いま
す。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

児童養護施設の子供の安心、安全を守るための県の取組について伺います。

熊本市の児童養護施設で、ある男性職員が性虐待を行っているという告発がなされたのは2022年の暮
れでした。

被害女性たちの証言によると、就寝中下着の上から触られた、パジャマの中に手を入れられた、性的
暴言、浴室ののぞき見など、数多くの不適切な行為があったようです。目撃した数人の職員が、この男
性職員の父親である施設の理事長に直訴したそうですが、改善されませんでした。

このことに抗議の退職をした元職員が、熊本市に虐待通告を行いました。そのほかにも虐待通告は複
数行われていました。熊本市は、過去に複数回の行政指導や口頭指導、文書指導を行ってきたとのこと
ですが、被害者への謝罪も何も行われていないのが事実です。このことは、2023年12月の全国版の「文
藝春秋」電子版にも載りました。

2024年1月に加害をした男性職員は退職をしたとのことですが、何も罰せられてはいません。少なく
見積もっても、8年間、継続的に性虐待が行われていたと言われていました。

この取材をされた三宅玲子氏は、こども家庭庁にも取材をされており、こども家庭庁は、地方自治法
により施設運営は地方自治体に任されている、自分たちには指導する権限はないと突き放されたとのこ
とです。問題が放置されているということです。これは、月刊「世界」の2月号にも掲載されました。

熊本市内の施設で発生した事案についてお話をしましたが、親の虐待などで一時保護され、身の安
心、安全を保障するために入所する児童養護施設で、再び子供の安全、安心が脅かされるというこ
とは、熊本市だけの問題ではありません。県内のどこの施設でも起こり得る問題として、県として、問題
意識を持ち、しっかりと対処をしていく必要があると考えます。

被害を受けた子供たちは、日々成長していきます。以前もお話をしましたが、性被害が心の成長に非
常に影響を与え、苦しみ続ける場合が多いことを考えると、このようなことは起こしてはならないので
す。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第62条「養護」の条文には「児童養護施設に
おける養護は、児童に対する安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び
家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立の支援

を目的として行われなければならない」と書いてあります。

そこで、健康福祉部長に質問です。

熊本県で児童養護施設などに措置される子供たちの安心、安全を守るため、また、健やかな成長を保障するために、熊本県は、施設内での虐待が疑われる事案が発生した場合、子供たちからの声を聞いておられるのでしょうか。また、社会福祉審議会などへの報告は行われているのでしょうか。報告をされているのであれば、審議会などからの意見も踏まえ、県として、再発防止などにどのように取り組まれているのでしょうか。

施設での虐待が繰り返されないように、徹底して子供の側に立つべきだと考えますが、この件に関する県の姿勢についてお尋ねします。

[健康福祉部長下山薫さん登壇]

○健康福祉部長(下山薫さん) 児童養護施設等では、保護者からの虐待など様々な理由により、家庭での生活が困難な子供たちが生活をしています。そのような子供たちの健やかな成長のためには、安全で安心できる生活環境の確保が何よりも重要であると認識しています。

しかしながら、議員御指摘の熊本市の所管施設だけでなく、県が所管する施設においても、入所児童に対する虐待が疑われる事案が発生しています。

そのような事案が発生した場合には、第一に被害児童の安全を確保した上で、令和4年9月に本県で策定した虐待対応ガイドラインに沿って、次のような対応を行っています。

まず、被害、加害の関係にある児童、職員だけでなく、関係する全ての児童や職員から聞き取り調査を行い、事実関係の確認を行います。調査に当たっては、被害児童に精神的な苦痛を感じさせないよう細心の注意を払い、必要に応じて心理担当職員が対応するなど、心のケアを念頭に寄り添った対応を行います。

この調査により虐待の事実が確認された場合には、施設に対して、関係者の処分、職員への研修、施設や運営法人における組織体制の見直しなど、再発防止のための取組を求めます。また、その後、その取組が確実に実施され、改善が図られているか確認を行います。

さらに、虐待の疑いがあるとして県に通告があった全ての事案について、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会に報告し、専門的な見地から再発防止に向けた対応に関する御意見をいただきます。

審査部会での御意見を踏まえ、児童養護施設等で組織されている熊本県養護協議会とも協議の上、県と熊本市で共同して、虐待の未然防止を目的とする研修を開催しています。この研修は、施設職員の資質向上と子供にも大人にも風通しのよい環境をつくることを狙いとし、施設の運営責任者だけでなく、子供たちと直接関わる全ての職員を対象に実施しています。

加えて、虐待など不適切な養育を未然に防ぐためには、施設で生活する子供たちが、日々の様々な思いや意見を大人に伝えられる仕組みを整えることも必要であると考えています。

そこで、本県では、一定のスキルを有する外部支援員を施設に定期的に派遣し、直接子供たちの声に

耳を傾け、子供が大人に意見を伝えることをサポートする事業を全国に先駆けて、令和4年度から実施しています。

県としましては、今後も、このような取組を通して、児童養護施設等で生活する子供たちが、安全に安心して健やかに成長できる環境の確保に努めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 答弁をいただきました。

本当に丁寧に取り組んでくださいと言うしかないんですけども、実はこの問題は、昨日熊本市議会でも質問をされました。大西市長は、子供の権利擁護に全力で取り組むと答弁をされました。

中央児相や八代児相からも、熊本市内の施設に子供たち行くんですよね。熊本県の子供たちなわけです。虐待やそのほかのいろんな理由で、児童相談所を経て施設に入所をする子供たちには愛着障害があると言われていています。過度に人を恐れたり、逆に誰に対してもなれなれし過ぎたりと。しっかり見守ることが大切です。

しかし、そのことを理解した上での性的虐待は本当に許せないことです。魂の殺人とも言われるゆえんです。何年たっても不安にさいなまれます。

そんな中、被害者は勇気を振り絞って、本当に警察にも相談に行ったそうです。親にも頼れない、これまで関わってきた大人にもなかなか頼れない、そんな思いだったのだと思います。このままであれば、その思い、その苦しみはずっと続くのではないのでしょうか。

安心、安全な施設の中で、あってはならないことはどんなことだったのかをきちんと整理をして、子供たちの苦しみを解放していただきたいなというふうに思っています。そして、これからも健やかな成長を保障する環境を本当に注視して見ていていただきたいなと、そういうふうに思いますので、お願いします。

それでは、次の質問に入ります。

5番目の質問です。熊本の宝である水、熊本ブランドの水を守る県の取組について伺います。

いつまでも続く豊かな熊本をつくっていく、守っていく、これは、熊本県行政の大切な大切な使命です。

熊本といえども、県外の方にお聞きしますと、熊本城とか阿蘇山とか馬刺などが出てきますけれども、県内の方々に聞けば、今は特に水だと答えられる方が多いのではないかと思います。豊富な地下水、県内のほとんどの地域でこの地下水が水道水として使われるこの熊本、知事も、庁内横断的に地下水保全推進本部もつくられ、意気込みを感じています。

その水を守る取組は、これまでも重要視されてきましたが、ここ最近は、熊本市北部の井戸や宇土市による廃棄物最終処分場、井戸などから有機フッ素化合物PFASの中の2種、PFOSとPFOAが指針値を超えて検出されています。熊本の水はどうなるのだろうと心配の声が届きます。このPFASによる健康被害が心配です。

岡山県吉備中央町では、血液検査の結果、2歳から12歳の65人のうち約8割で、アメリカの学術機関

が健康影響のリスクが高まるとしているPFAS7種の合計20ナノグラム・パー・ミリ・リットル以上であったとの報道もありました。この原因は、PFOAを含む使用済み活性炭でした。使用済み活性炭を資材置場に置いたままであったため、そこからPFOAが主水源のダムに流れ込んだことが原因です。

PFOAは、2019年に国際条約で廃絶が定められ、日本でも2021年に経産省が製造、輸入を法律で禁止しました。また、WHO傘下の一機関である国際がん研究機関では、2023年に、PFOAを発がん性の可能性があるから発がん性があるに分類して、PFOSも発がん性の可能性があるの分類に追加されました。しかし、これらの後始末についての関与はありません。

2022年、環境省は、PFOAを1,100度以上の高温で処理することを技術的留意事項で決めました。一般廃棄物の焼却炉の代表的なストーカ炉の焼却温度は800度から1,000度なので、一般的な焼却施設では処理できないということです。

また、半導体関連企業の集積が進んでいますが、半導体工場では、有機フッ素化合物が必要です。昨年末には、以前委員会視察をした三重県のキオクシア社の工場排水から河川の指針値である50ナノグラム・パー・リットルを超えるPFOS、PFOAが検出されました。

TSMCの子会社であるJASMが使用するPFOSとして、PFOS、PFOAではない3種類は、県が実施しているモニタリングの項目に入っているとのことで、今後、調査結果が示されることだと思います。

なお、PFOS、PFOA以外の有機フッ素化合物の基準値等、日本では示されては今いないようです。PFOA、PFOSの暫定指針値は、PFOS、PFOAの合計で1リットル中50ナノグラム、アメリカでは、2024年に飲料水の基準として、1リットル中、それぞれ4ナノグラムに設定されました。

暫定指針値を超えるPFOS、PFOAが検出された場合、行政は超過範囲を把握するために追加調査を行いますが、その間、行政は飲用を控えるようにと呼びかけたり、地元自治体によるペットボトル水の配布や給水車による給水が行われたりしていると聞いています。

また、知事は、調査結果を迅速に県民に知らせることと原因究明に取り組むことについて、記者会見等で明言をされています。

このような状態で、半導体関連企業の集積に伴い、県は下水処理場の新設をされます。新たな処理場の計画では、処理水は白川に流されます。既存の熊本北部浄化センターは坪井川です。しかし、浄化される水は、水質汚濁防止法の下、排水されますが、そこにPFOSの基準はありません。

北海道では、ラピダスの工場排水中のPFAS測定と道への報告などを義務づける協定を結んだと報道されました。また、PFOS、PFOAの合算値が50ナノグラム・パー・リットルを超えた場合は原因調査を義務づけました。住民の健康や農作物に被害を与えた場合は、同社が損害を補償することまで定めています。熊本県とJASMでもそういう協定が結べないのかとも思います。

水質ばかりでなく、地下水量については、県内34か所に地下水観測井を設置し、常時観測されています。

現在、県は、住民、事業者、行政が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、それぞれの役割の中で、地下水保全の取組を通じて、水量と水質の両面にわたって地域全体で地下水を管理する目的で、熊本地域地下水総合管理計画の次期計画も策定中です。

知事は、就任後直ちに地下水保全推進本部を立ち上げ、取組を推進されているんですけども、私のところには、県民の皆様から、熊本の水についての見えない不安から様々な声が届いています。

具体的には、PFOS、PFOAが暫定指針値を超えて検出された場合の住民への説明や対策、半導体工場の排水基準や県の浄化センターの水質基準にPFASは対象外、継続的なモニタリング調査の必要性、PFASなどの化学物質に対する対応、建設予定も含めた水源近くにある廃棄物最終処分場のPFASの確認の必要性、誘致企業に対して、県は対等な関係での情報交換はできているのかなどなどです。

そこで、このようなPFASなど化学物質や地下水の量に対する県民の皆様の様々な熊本の水についての見えない不安の解消に向けどのように対応されていくのか、また、そのことを県民の皆様にごどのように伝えていくのか、知事にお尋ねをします。

そして、最後に1点、環境生活部長にお尋ねします。

熊本地域地下水総合保全管理計画の次期計画の策定を1年延期された理由と目標値算定の基礎となる水収支算定などの進捗状況や今後のスケジュール、地下水量の現況、また、行政、企業、団体、住民等の協議をどのように進めていくかについてお尋ねをします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない県民の宝でございます。

この地下水について、半導体関連企業の集積に伴い、県民の皆様の間に見えない不安があることから、私をトップとする地下水保全推進本部を設置し、県内全域の地下水量と水質の課題解決に向け取り組んでおります。

特に、半導体関連企業の集積地であるセミコンテックパーク周辺における地下水の量と質の見える化に向けて、まずは水量について、地下水位をリアルタイムで確認できる体制を昨年12月、まず2か所整備しました。今後、この体制をさらに拡充してまいります。

また、水質については、法令等に基づき、規制物質を対象に、関係機関が連携して監視を徹底するとともに、迅速な結果公表に努めております。

さらに、規制外物質についても、令和5年8月から、セミコンテックパーク周辺の河川や地下水の環境モニタリングを実施しております。

この取組では、JASMが使用するPFAS類3物質を含む化学物質1万種類以上や金属類18種を対象に、新たな工場の稼働前後で変化がないか確認しております。調査結果については、今月末開催予定の専門家委員会の意見を添えて公表することとしております。行政によるこのような取組は、全国でも例のない先進的なものと考えております。

また、御指摘いただいたPFOS、PFOAにつきましては、国の依頼に基づき、市町村等と連携し、地下水、河川及び水道の水質調査を実施しております。今年度は、さらに本県独自に廃棄物最終処分場の調査も実施いたしました。

これらの結果、計6か所において指針値超過が確認されたため、国の対応手引を参考に、まずは、周辺の地下水利用者に飲用を控えるよう注意喚起を行いました。あわせて、指針値の超過範囲を把握するための追加調査に迅速に着手し、飲用可能と確認できた段階で、その旨を利用者に連絡した上で、速やかに公表しております。現在は、原因究明に向けた取組を継続しているところでございます。

指針値を超えた場合、市町村と連携した迅速な対応が重要でございます。私は、これまでの対応を踏まえたノウハウを県内全ての市町村と共有するように指示をさせていただきまして、明後日、市町村向けの説明会を開催すると報告を受けております。市町村が円滑に住民への対応ができるよう、県としてもしっかりと支援してまいります。

次に、県民への情報発信についてお答え申し上げます。

昨年末に策定したくまもと新時代共創基本方針の基本理念に「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」を掲げています。その基本方針の中で、地下水については、確実な保全に取り組むことを明示しております。

今後とも、地下水の量と質の両面を保全し、見える化する取組を推進していくとともに、パンフレットや動画、新聞、テレビなど様々な県政情報番組を活用し、正確かつ分かりやすい情報発信に努めてまいります。

なお、議員から特に御指摘のありました誘致企業との情報交換、これについては、様々な事柄について、折々の機会に、私を含めた各レベルで立場を超えて率直に意見交換を重ねておりますし、これからもしっかりと続けてまいります。

県では、これらの取組を通して、県民の皆様の安心につなげ、熊本の豊かな自然環境、生活環境を守り、経済発展と環境保全が両立する社会を実現することで、地域社会を持続可能なものとして将来に引き継いでまいります。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 熊本地域地下水総合保全管理計画は、行政、企業、住民等が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、地域全体で地下水を管理していくための指針として、熊本地域11市町村と県が共同で策定しているものでございます。

まず、次期計画策定を1年延期した理由についてお答えいたします。

現行計画の期間は今年度末までとなっておりますが、策定に当たり考慮しなければならない地下水の将来予測に関しては、半導体関連企業の進出や周辺開発の状況をできる限り正確に捉える必要があり、その作業に要する時間を確保するため、関係市町村と協議の上、次期計画の策定を1年延期したものであります。

次に、地下水量の現況を把握するための水収支の算定、進捗状況及び今後のスケジュールについてお

答えいたします。

現在、熊本大学等との連携により構築したシミュレーションモデルを活用し、地下水の保全目標を定めるために必要な地下水の将来予測を行っています。

今月末には熊本地域全体の水収支の取りまとめを終え、その後、学識経験者等の意見も伺った上で、結果を公表できるよう作業を進めているところでございます。

策定までのスケジュールとしては、将来予測を踏まえながら、関係市町村とともに、来年度の前半を目途に計画素案を策定し、その後、学識経験者や企業等との意見交換、パブリックコメントを経て、来年度末に策定、公表することを目指しています。最後に、計画の策定に当たり、行政、企業、団体、住民等との協議をどのように進めていくかについてお答えいたします。

この計画を実行する上では、行政のみならず、企業、住民など、それぞれが当事者意識を持ちながら、一体となって、地下水を大切にす機運を醸成することが何よりも重要です。

そのため、次期計画策定に当たっては、企業や住民など皆様の声をより身近で把握している市町村としっかりと協議し、様々な意見に耳を傾けてまいります。

本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える熊本の宝であります。様々な主体による地下水を大切にす取組がより一層広がるよう、今後とも関係市町村と連携しながら取組を推進してまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

水の問題は、昔も今も県民にとっては命の問題です。熊本県民が水にこだわる理由には、先ほども質問しましたが、水俣病問題が根っこにあると思います。国策での企業誘致から経済発展、原因が分かって見ても見て見ぬふりを続けた国、そして、議員からの偽患者発言など、パワーの大きなところが小さな声を押し潰してきた歴史を知っているからだと思います。

知事も、お出かけ知事室などで、たくさんの声を聞いてこられたと思います。モニタリング調査と水位のリアル、その公表は、熊本ならではということで本当に先進的な取組で、北海道でもやっていないということで、この前新聞にも取り上げられていました。とても大きく、いい評価をしています。

見えない不安というのは、全てをやっぱり明らかにするとか、目に見える、見える化とおっしゃいましたけれども、明らかにすることで払拭されることがたくさんあるのではないのでしょうか。

対等な関係で企業とお話されていますかという質問をしましたがけれども、対等な関係で熊本の環境を守るために、企業が使う化学物質の公開、どんなものを使っている、企業秘密と言われるかもしれないけれども、住民にとっては、それがいいのか悪いのか基準値もないわけですから、どんなものを使っているのか、本当に公表していただきたいなというふうに感じています。

新たな浄水場は、半導体企業からの排水を集めるというふうに言われています。ぜひPFASなどの化学物質を予防原則に基づいて対処をしていただきたいなと思っています。

経産省の産業技術総合研究所ってのがあるんですけども、フッ素化合物を処理する何か方法を確立

しているということも聞いています。それも使えないのかなというふうにも感じています。

いろんな話をすると、こんなふうに言われる方がいます。まあ、それは微々たる数値ですよ、P F O S、P F O Aなんかのその3種類以外は、国の基準には何もないから大丈夫と言われる方がおられます。そうではないと思うんですよね。1日の摂取許容量、日本の数値は、アメリカとか欧州に比べてすごく低いです、基準が。日本は、平成22年、2010年度から、実は胎児から小児のそういう期間にかけての化学物質への曝露が子供の健康に与える影響を明らかにするための、全国で約10万組の親子を対象としたエコチル調査というのをやられたそうです。臍帯血や血液、尿、母乳、乳歯などの生体試料を採取して、保存、分析して結果が出ています。

子供の健康と化学物質、妊娠中の母親の血中P F O S濃度が高いと、子供の染色体異常の発生が多い傾向を認めたというふうにも発表をされています。本当に昔から日本もいろいろ研究をされていたんですね。次世代にやっぱり遺恨を残さないように最大限の汚染予防と、やはり次世代のための、次世代を見据える、今日も何個か出てきましたウェルビーイングという考え方でやっていただきたいなと思っています。

次期計画について、部長に答弁いただいたんですけども、特に、住民の意見を聞くときに市町村を通じてというふうにおっしゃったんですが、市町村に本当に聞きたいというその気持ちがあるかどうかちょっと私は分からないので、タウンミーティング、せっかく知事がお出かけ知事室でいろんな意見を聞いて、今度は、その水をテーマに何かお話ができるような、そういう機会も持っていただければいいのではないかなと思っています。

この宝である水を私たちみんなが守る正念場だと思っていますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

6番目です。公益通報制度による通報者の保護について伺います。

2004年に公益通報者保護法が成立する前、企業による品質検査不正、データ改ざんなど、国民の生活の安全、安心を損なうような不祥事は、事業者内部の労働者等による内部告発をきっかけに発覚し、社内調査が行われ、再発防止への対策が取られてきました。

しかし、一方で、安全、安心な社会の構築のために動いた告発者は、裏切り者扱いされる事例が多かったことから、告発者を不利益な取扱いから守り、このような企業の行為を是正させる目的で法律ができました。

2022年に改正され、通報者保護はより強化されましたが、勇気を出して声を上げた通報者を守る仕組みをさらに強化したいと、消費者庁での検討委員会は、今年の通常国会で法改正を目指し、報告書をまとめました。

御存じのとおり、兵庫県では、県側がマスコミへ内部告発をした元県幹部を特定し、告発を理由に、停職3か月の懲戒処分としました。これは、全くの保護法無視で違反すると指摘が出ました。

また、鹿児島県では、事件の隠蔽を訴えるために、記者に内部文書を提供した前生活安全部長が、国

家公務員法の守秘義務違反で逮捕されるという事案も生じています。

本県においても、一昨年9月、旅行助成金の不適切受給があったとして、職員がマスコミ等に通報した事案がありました。この職員は、昨年4月にパワハラを理由に懲戒処分を受けていますが、職員は懲戒処分は報復であると人事委員会に訴えています。

この処分が外部通報を理由とするものか否かについては、現在、同委員会において審査が行われているところですが、職員の中には、何かあっても通報はしないで我慢するか、辞職するかのほうが楽かも、何かあっても黙っていたほうがよいような気がしますなどの声が私に届いています。県庁という職場が、風通しがよいとは言えないという声があることは事実です。

このように、最近では、公務員による公益通報案件が見られるようになりました。公務員が住民に奉仕をして、地方公共団体に貢献する高い使命感を持っているということではないかと思えます。このような勇気のある行動を阻止しないためにも、通報者の保護は大変重要な社会的問題であると、改めて認識しています。

そこで、知事は、公益通報制度における通報者の保護について、どのようにお考えなのかを伺います。

次に、熊本県における職員の通報の実態と相談体制、通報を受けた場合の処理体制をどのように整備しているのかについて、総務部長に伺います。

また、県には外部の相談窓口として外部調査員がおられるようですが、その選任について、どのように第三者性を担保しているのか、総務部長に伺います。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 公益通報制度における通報者の保護についてお答え申し上げます。

公益通報制度は、地方公共団体においても、内部通報に対応する仕組みを整備することで内部監視機能強化、そして自浄作用の向上など、組織内の法令遵守の確保につながるものと考えております。

この制度を実効あるものとしていくためには、議員御指摘のとおり、通報者の保護が最も重要であると考えております。本県の内部通報に関する要綱の中でも、内部通報をした職員は、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないこと及び内部通報した職員を特定するための調査を行ってはならないこと、これを定めております。

引き続き、通報者の保護が図られるよう、公益通報制度の趣旨に沿って適正に運用してまいります。

私は、これまで、企業などにおける不祥事、あるいは自治体職員が内部通報等に至る背景には、声を出しにくい職場環境や職場風土があったのではないかと考えております。

このため、昨年3月の知事選挙のマニフェストの中でも、私は、人事制度、人材育成、人材戦略の見直しを掲げ、職場における各種ハラスメントの防止を徹底するとともに、職員が働きやすい職場をつくることをお示ししております。

知事就任後も、速やかによかボス宣言を行い、職員の悩みには私が直接向き合い、開かれた創造的な県庁をつくることを宣言しております。

昨年9月には、各職場の実情などについて、県職員組合の若手の職員から直接話を聞く機会を設けました。そして、これを踏まえて、自ら定時退庁を呼びかけたり、育児や介護などを行っている職員への対応として、テレワークによる在宅勤務の日数の拡充などを行いました。

また、カスタマーハラスメント対策としてのマニュアルを1月に策定するなど、改善できる部分から速やかに対応しているところでございます。

県庁がこれまで以上に県民から信頼される組織となるよう、私自身が先頭に立って、職員が自由闊達に意見を述べ合い、指摘し合える風通しのよい職場をつくってまいります。

[総務部長小金丸健君登壇]

○総務部長(小金丸健君) 公益通報制度について、本県における通報の実態と相談体制、通報を受けた場合の処理体制についてお答えします。

まず、公益通報の実態ですが、知事部局では、平成18年度に内部通報に関する要綱を策定して以来、現在まで29件の通報を受け付けています。

通報の内容は、許認可事務等で不適切な取扱いを指摘するものや職員の服務に関わるものなど、多岐にわたるものとなっています。

個々の通報の概要やその調査結果等については、県ホームページに掲載しています。

次に、公益通報の相談体制についてですが、本県では、各部の政策調整審議員等が公益通報委員として組織内部の相談窓口となっており、このほか、弁護士に外部の相談窓口を担っていただいています。

なお、職員は、内部と外部のどちらの窓口にも相談できます。

通報を受けた場合の処理については、通報者と利益相反関係のない公益通報委員または弁護士が調査を進めることとなりますが、要綱に基づき、通報した職員の個人情報や秘密が守られるよう、慎重に対応しているところです。

なお、本年1月には、要綱の見直しを行い、外部の相談窓口である弁護士を2名から3名に増員することとしており、今後さらに、調査の公平性、公正性の強化を図ってまいります。

最後に、外部の相談窓口である弁護士の選任についてお答えします。

外部相談窓口の選任については、要綱に基づき、行政に関する見識を有し、人格に優れ、公平な立場で職務を遂行できる方を選任しています。

現在、3人目の弁護士の選任について弁護士会と協議しているところであり、引き続き選任に当たっての透明性の確保に努めてまいります。

県としては、今後とも、公益通報制度の実効性を高めるための要綱の見直しなどを適宜行い、職員がこの制度を信頼し活用できるよう、研修等の機会を捉え、広く周知してまいります。

[岩田智子君登壇]

○岩田智子君 御答弁いただきました。

消費者庁が令和5年に実施した調査では、内部通報経験のある人のうち、約3割が後悔をしたと回答しているそうです。その理由を尋ねたところ、人事異動、評価、待遇で不利益を受けたとの回答が約4

割に上っているという結果が出ています。

どうしても熊本県のことが気になって今日お尋ねをしました。相談員の第三者性というのはとっても重要だと思っています。この前の熊本の件で、第三者委員会が設置をされました。弁護士の3名の方でしたが、第三者委員の選定の理由は、県の審議会や委員会などを選任されている方々で、信頼がおけるということだったようです。

フジテレビの事件とか第三者委員会というときに、やっぱり本当に第三者なのかどうかをきっちり見極めるといえるのか、弁護士会のガイドラインにのっとるべきじゃないかなというふうに私は思っています。

通報後、通報者、熊本県の場合、いろいろ処分があったということで記者会見をされました。本当にきつかったらうなというふうに見てて思いました。大きな力に立ち向かうというのは並大抵のことではありません。職場の風通しがよければ、通報そのものはなくなります。

法が禁止しているのは、公益通報を理由に処分をすることだけで、ほかの理由での処分を行うことは禁じていないので、制度の実効性向上による国民生活の安心、安全の確保に向け、法改正に期待をしたいところです。

告発した側がひどい目に遭う世の中は変えねばならないと思います。外部相談窓口、本当に今選任中ということで、弁護士会に任せてあるということなので、本当に相談しやすい風通しのよい県庁にしていきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

7番目になります。核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言について伺います。

昨年、ノーベル平和賞を受賞した被団協(日本原水爆被害者団体協議会)は、被爆当事者による核兵器のない世界を目指して尽力をされ、核兵器が二度と使われないように証言を通じて示されてこられました。

高校生平和大使と活動を共にしている九州学院2年の島津さんは、長崎、広島の高校生とともにノーベル平和賞授賞式に参加し、被団協の皆さんとともに核兵器廃絶を訴える活動をしてきたようです。

ここ熊本県議会では、2001年、平成13年3月22日に「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」に関する決議文が採択され、今に続いています。

「二十一世紀という平和、環境、人権をキーワードにした人間尊重の新世紀を迎えた今日、地球上には、今なお多くの核兵器が蓄えられ、人類の生存を脅かしている」と始まる決議文を読むと、さすが先輩議員の皆さんだと思います。

議会棟の南側には、核兵器廃絶を記念して、キョウチクトウが植えられています。熊本県では、毎年、ロビーで「原爆と人間」のパネル展示が行われていますし、8月6日広島原爆の日には庁内放送も流れます。高校生平和大使の皆さんも、ここで被爆証言を基に作った紙芝居や活動を発表しています。

戦後80年、この戦後がずっと続くようにと、私自身も様々な活動をしております。

さて、お出かけ知事室などで、知事も大変多忙な毎日を過ごされておられますが、そのお出かけ知事

室での平和に関する質問と知事のお答えについてお尋ねをします。

核兵器禁止条約についての質問では、国の政策でもあるので答えられない、軍事や武力がないと平和は維持できないという立場に立っている、核兵器のない地球、戦争のない世の中をつくらせていきたいとお答えになりました。

うん? どういうことだろう、どういうふうになんか世の中をつくらせていこうとされるのか、知事としての平和に対するお考えを詳しく教えていただきたく質問をいたします。また、この宣言についての知事のお考えをお聞かせください。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 私の平和に対する思いについてお答えさせていただきます。

原子爆弾が広島そして長崎に投下され、多くの貴い命が一瞬にして奪われたあの日から80年がたとうとしています。現在、私たちが享受しているこの平和と繁栄は、さきの大戦における貴い犠牲の上に築かれたものであり、私たちは決してそのことを忘れてはなりません。そして、戦争の悲惨さ、平和や命の貴さを未来を担う次の世代に語り継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であると私は考えております。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されました。これは、これまでの活動に深く敬意を表するとともに、改めて核兵器廃絶への思いを教訓として引き継いでいくことの大切さを認識したところでございます。

議員が御紹介された高校生平和大使ノルウェー派遣メンバーの島津陽奈さんから、ノーベル平和賞授賞式同行後の昨年12月に、私も帰国報告を受けることができました。また、先月には、熊本県原水爆被害者団体協議会の表敬もお受けいたしまして、私が直接活動を伺い、意見交換をさせていただきました。

一方で、世界は、いまだに各地で紛争が続いています。また、北朝鮮による核開発や度重なる弾道ミサイル発射による挑発行為、さらに台湾をめぐる問題など、我が国の安全保障環境は厳しさを増していると認識しています。こうした状況を踏まえると、核廃絶に向けた道のりはまだ遠いと考えるを得ません。

また、お出かけ知事室での私の発言は、国民の安全確保と平和の維持のために自衛力の保持は必要であるという観点に基づいたものでございます。

しかしながら、核兵器や戦争のない世界をつくりたいという思いは、平成13年3月に、この熊本県議会で決議された核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言と私も同じ思いでございます。

日本は世界で唯一の被爆国です。戦後80年に当たり、改めて私たちは核問題に真摯に向き合い、世界中に核兵器の惨禍を訴えながら、核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力していく必要があるという思いを私も強くしているところでございます。

以上でございます。

[岩田智子君登壇]

○岩田智子君 御答弁いただきました。

次世代へこの平和をつなぐ私たちの使命、そのとおりだと思います。厳しい状況があるとおっしゃいました。核抑止論や核の傘に頼ることが本当に次世代の平和につながるのかどうか、私は疑問に思っています。

戦後80年、政府は、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバーの参加見送りを決めました。被団協の田中さんは、衆議院予算委員会の中央公聴会に出席して意見を述べられましたが、その決定に情けなく残念と述べられました。

そして、まさに今、3日から7日まで会議が開かれているんですね、今。残念ながら日本政府不参加のままです。

広島先のほどキョウチクトウがこの裏に植えられているという話をしましたが、キョウチクトウは広島市の花になっています。原爆で被災をして、広島でいち早く咲いたのがキョウチクトウだったそうです。市民に復興への希望と勇気を与えたということで、そういう広島市の花にもなっていますが、二世、三世の方々、熊本にもたくさんおられます。

本当に、昨日、その会議の中でお話をされた、胎内被爆をされた方が出席をされたんですが、核兵器のことを悪魔の兵器だということで、廃絶をしっかりと訴えられております。

本当に次世代に、私たちが過ごしてきたこの平和な日本を続けていかなければならないということで、今答弁いただいて、私も気持ちをまた新たにいたしました。みんなで平和をつくっていきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

8番目です。熊本とオランダとの交流促進について伺います。

日本とオランダとの交流は、今年425年になります。大分県臼杵の海岸にリーフデ号が漂着し、高級船員ヤン・ヨーステン、三浦按針らが徳川家に重用されてからとなります。教科書で勉強したと思います。

実は、熊本県とオランダも強いつながりがあります。世界遺産登録となった三角西港を設計したのはオランダ人の水理工師ローウェンホルスト・ムルドルさんです。

また、千円札の北里柴三郎、西洋医学校でオランダ人軍医コンスタン・ゲオルグ・ファン・マンズフェルトに師事し、ここで医学の道に目覚めることになったと言われております。

昨年、1月11日に、北里柴三郎とマンズフェルトのレリーフが熊大病院の外来診療棟の正面玄関に設置されました。マンズフェルトは、1871年から3年間、熊本で過ごしました。このとき北里柴三郎が通訳をしていたそうです。このマンズフェルトに師事し、医学を志した人たちの子孫の方々が、今でも医療に携わっておられます。

北里柴三郎の千円札が発行されたのは昨年の7月3日です。これまで故郷である小国町でイベントが開催されたり、医師会主催のシンポジウムが開催されたり、北里柴三郎記念館が紹介をされたりしていますが、盛り上がりがいま一つと感じております。

最近になります、昨年、オランダ人画家ジョン・ニランド氏が来熊され、不知火美術館で、展示会

や子供たちとのワークショップが開かれました。

また、山鹿が舞台の映画、早田市長をはじめとして多くの山鹿の方々が出演をした「骨なし灯籠」という映画がオランダの映画祭で入賞をしました。熊本をはじめに各地でロングラン上映となりましたし、海外の航空路線で機内上映もされていたそうです。熊本での祝賀会にはオランダ大使館の大使代理もいらっしやって、蒲島知事にも会われました。

また、一昨年には、オランダ半導体イノベーション使節団が来られ、当時副知事でしたが、木村知事を表敬訪問されました。

このように、オランダと熊本は、文化や産業、教育などの分野で深いつながりが続いています。

そこで、知事に質問です。

私がお話をした数々の人や出来事を生かして、熊本とオランダのつながり、交流を深められないかと思っていますが、何かお考えはありますでしょうか。

半導体関係では経済交流もこれから強まると思いますが、特に、観光と文化の視点でお尋ねをします。

また、学生交流などの取組による深まりも考えられるのではと思いますので、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答えいたします。

本県とオランダのつながりについては、議員御紹介の事例のほかに、平成25年3月に策定したくまもと県南フードバレー構想があります。これは、オランダのワーヘニンゲン市周辺に位置するフードバレーと呼ばれる食品関連産業の集積地やイノベーションクラスターの考え方を参考に構想を練り、事業を展開したものでございます。

また、大豆由来の植物肉を開発、生産する熊本市のスタートアップ企業、御存じの方も多いと思いますが、この企業は、オランダのフードバレーに研究開発拠点を開設するなど、民間レベルでの経済交流も始まっていると認識しています。

さらに、一昨年6月には、先ほど御指摘いただきましたが、オランダの半導体イノベーション使節団が表敬訪問されまして、半導体等の各分野での協力関係の強化について意見を交わしたところでございます。

また、観光・文化面においても、議員、また御紹介いただきましたが、本県を舞台とした映画「骨なし灯籠」がオランダの映画祭で観客賞3位を受賞されまして、オランダにおける本県の認知度向上につながっていただきました。

また、昨年9月には、県立美術館で、ミッフィーの生みの親であるオランダ人のディック・ブルーナさんの特別展が開催されるなど、交流が進んでいると思っております。

私は、そうした交流を支える存在として、くまもと日蘭協会、こちらなど関係する団体が非常に熱心に活動されています。

県としても、オランダとの交流がさらに深まりますように、くまもと日蘭協会をはじめとする民間の活動を応援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君 御答弁いただきました。

なぜ急にオランダと思われたと思います。ヒアリングに応じる担当課の方も混乱をされていたような感じだったんですが、思い出してください。女子ハンドボールのワールドカップ優勝したのはオランダでした。425年にわたる交流と知れば知るほど、いろんなところにオランダとのつながりがありまして、在オランダ、オランダの日本大使館は、交流425年ということで、ロゴマークも作成をされて、公式シンボルとして使用されています。

熊本の観光振興で、最初は、私、観光振興で考えたんです、いろいろ。何かそういうキーワードがあると、そういうところを訪れてみたいなというようなことにもつながると思いますし、オランダといえ、いつも長崎とかがやっぱり一番頭に浮かびますが、長崎から熊本に来るには、有明フェリーを使わなければいけなかったり、いろんなそういう観光にもつながるのではないかなというふうに、これを使えないかなというふうなことで質問をさせていただきました。

実は、天草の崎津教会なんかは、クルーズ船の観光客がボートに乗って上陸するような、そういう観光ももう今広がっていますので、何かに使えればなというふうに感じています。

台湾の南部のほうも、400年前は、このオランダとかヨーロッパが、東インド会社が盛んだった頃、台湾も領地としてやっていたということで、そういうことで交流も深まるのではないかなというふうに思っています。

民間交流を応援していくということでしたので、しっかりと後押ししていただければなと思います。

これで質問を終わりますが、知事が日本一伸び代があると感じておられる熊本、日本一のふるさととする熊本がもともと持っているものとか、熊本に住む人々の暮らしをしっかりと守って、伸び代と表現をされる熊本の成長や発展が全ての県民のものになりますように、県議の役目として県行政をこれからもしっかりと監視をしてまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)